

作成日 2024 年 8 月 5 日
(最終更新日 2025 年 6 月 16 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2025-1-312

課題名 : 少年少女野球選手の MRI 検診における野球肘診断補助および予後予測 AI の開発

1. 研究の対象

・ 2013年から2017年まで筑波大学体育系で撮影された、0.2T 四肢専用MRI 装置を用いた少年少女野球選手の肘のMRI画像

・ 2019年から2023年までに筑波大学工学系と共同で開発した「移動式MRI」で撮像した少年少女野球選手の肘のMRI画像

・ 2025年以前にJCHO仙台病院で臨床的に撮影された少年少女野球選手の肘のMRI画像

2. 研究期間

2024 年 8 月 (研究実施許可日) ~2029 年 3 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2024 年 9 月 3 日

提供開始予定日 : 2024 年 9 月 3 日

4. 研究目的

野球肘は投球酷使により生じる少年少女野球選手の頻度の高い怪我である。これらを未然に防ぐために、移動式 MRI 装置を使って野球肘検診を行う。ここから得られたデータや、過去の野球肘検診で得られたデータ (肘 MRI 画像) を AI で自動的に診断する技術を開発するとともに、野球肘検診を定期的に受けてもらうことにより、野球肘になるパターンであるのかどうか、予後予測を行う AI を開発する。

5. 研究方法

過去に筑波大学および JCHO 仙台病院で行った野球肘検診データを利用し、更に今後移動式 MRI を使った野球肘検診を実施し、得られた画像を AI にて診断補助、予後予測を行う。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

画像情報：移動式 MRI 検診車で撮影された肘 MRI 画像

7. 外部への試料・情報の提供

筑波大学の HP において、今までの画像情報および今後行われる検診画像および診療情報を東北大学に提供する旨を記載、公開する。また、JCHO 仙台病院の HP において、今までの画像情報を提供する旨を記載、公開する。

8. 研究組織

東北大学大学院医学系研究科 画像診断学分野 教授 岡本 嘉一
筑波大学数理物質系 准教授 寺田 康彦

既存試料・情報等の提供のみを行う機関

機関名：JCHO 仙台病院

責任者職名・氏名：病院長・村上栄一

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

なし。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：東北大学大学院医学系研究科 画像診断学分野 岡本 嘉一
〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1（保健学科 B 棟 203 号室）
TEL: 022-717-7481, FAX: 022-717-7944

研究代表者：東北大学大学院医学系研究科 画像診断学分野 岡本 嘉一

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1) 以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合